

## 第7 消滅時効

### 1 債権の消滅時効における原則的な時効期間と起算点（追加的新設）

#### 民法第166条

債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

(1) 債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間行使しないとき。

(2) 権利を行使することができる時から10年間行使しないとき。

(注)この改正に伴い、商法第522条を削除する。

### 3 職業別の短期消滅時効等の廃止（廃止）

民法第170条から第174条までを削除する。

(改正前民法166条1項)

消滅時効は、権利を行使することができる時から進行する。

(改正前民法167条1項)

債権は、10年間行使しないときは、消滅する。

(改正前商法522条)

商行為によって生じた債権は、この法律に別段の定めがある場合を除き、5年間行使しないときは、時効によって消滅する。ただし、他の法令に5年間より短い時効期間の定めがあるときは、その定めるところによる。

(改正前民法170条)

次に掲げる債権は、3年間行使しないときは、消滅する。ただし、第二号に掲げる債権の時効は、同号の工事が終了した時から起算する。

- 一 医師、助産師又は薬剤師の診療、助産又は調剤に関する債権
- 二 工事の設計、施工又は監理を業とする者の工事に関する債権

(改正前民法171条)

弁護士又は弁護士法人は事件が終了した時から、公証人はその職務を執行した時から3年を経過したときは、その職務に関して受け取った書類について、その責任を免れる。

(改正前民法172条)

- 1 弁護士、弁護士法人又は公証人の職務に関する債権は、その原因となった事件が終了した時から2年間行使しないときは、消滅する。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項の事件中の各事項が終了した時から5年を経過したときは、同項の期間内であっても、その事項に関する債権は、消滅する。

(改正前民法173条)

次に掲げる債権は、2年間行使しないときは、消滅する。

- 一 生産者、卸売商人又は小売商人が売却した産物又は商品の代価に係る債権
- 二 自己の技能を用い、注文を受けて、物を製作し又は自己の仕事場で他人のために仕事をするを業とする者の仕事に関する債権
- 三 学芸又は技能の教育を行う者が生徒の教育、衣食又は寄宿の代価について有する債権

(改正前民法174条)

次に掲げる債権は、1年間行使しないときは、消滅する。

- 一 月又はこれより短い時期によって定めた使用人の給料に係る債権
- 二 自己の労力の提供又は演芸を業とする者の報酬又はその供給した物の代価に係る債権
- 三 運送賃に係る債権
- 四 旅館、料理店、飲食店、貸席又は娯楽場の宿泊料、飲食料、席料、入場料、消費物の代価又は立替金に係る債権
- 五 動産の損料に係る債権

今回の改正により、権利を行使することができる時から10年という従来の原則を維持しつつも、権利を行使することができることを「知った時」から5年という、いわゆる主観的起算点を導入することになった。

このように、主観的起算点から5年で消滅時効が完成するとすると、商事消滅時効として5年を特別に定めておく必要性は極めて乏しくなったことから、商事消滅時効は廃止されることになった。

## 2 定期金債権等の消滅時効（変更）

### (1) 定期金債権の消滅時効

#### 民法第168条

(1) 定期金の債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

- 1 債権者が定期金の債権から生ずる金銭その他の物の給付を目的とする各債権を行使することができることを知った時から10年間行使しないとき。
- 2 前号に規定する各債権を行使することができる時から20年間行使しないとき。

(2) 定期金の債権者は、時効の更新の証拠を得るため、いつでも、その債務者に対して承認書の交付を求めることができる。

(改正前民法168条)

- 1 定期金の債権は、第1回の弁済期から20年間行使しないときは、消滅する。最後の弁済期から10年間行使しないときも、同様とする。
- 2 定期金の債権者は、時効の中断の証拠を得るため、いつでも、その債務者に対して承認書の交付を求めることができる。

(改正前民法169条)

年又はこれより短い時期によって定めた金銭その他の物の給付を目的とする債権は、5年間行使しないときは、消滅する。

まず、定期に支払われるべき個々の権利（支分権）を行使することができる時から20年で時効消滅するものとし、従来規定していた一度も弁済がない場合と最後に弁済があったときに未払いの給付があった場合の他、最後の弁済以降弁済がない場合をも包含した規定となっている。

また、支分権につき、債権者がこれを行行使できることを知った時から10年で定期金債権全体が時効消滅するものとした。

## 4 不法行為による損害賠償請求権の消滅時効（変更）

### 民法第724条

不法行為による損害賠償の請求権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

(1) 被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間行使しないとき。

(2) 不法行為の時から20年間行使しないとき。

(改正前民法724条)

不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から20年を経過したときも、同様とする。

今回の改正のより、「時効によって消滅する」と明記されたことから、20年という期間が除斥期間ではなく、消滅時効期間であることが明瞭となった。

そのため、時効の更新（改正前の中断）や完成猶予の規定の適用があり、かつ裁判所は当事者の援用をもってその当否を判断すべきことになる。

## 5 生命・身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効（新設）

### 民法第724条の2

人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権の消滅時効についての前条（民法第724条）第1号の規定の適用については、同号中「3年間」とあるのは「5年間」とする。

不法行為に基づく損害賠償請求権につき、短期の消滅時効の期間として、これまでの3年を5年に伸長するものである。

また、その他の損害賠償請求権につき、長期の消滅時効の期間として、これまでの10年を20年に伸長するものである。

## 6 時効の完成猶予及び更新

用語について

改正前民法は、時効が一定事由によって中断すると定め（改正前民法147条）、中断した時効は、その中段の事由が終了した時点から、新たにその進行を始める（同157条1項）と規定していた。

また、改正前民法は、時効の完成しない事由を停止と呼んでいた（同161条）。

今回の改正により、中断は更新、中止は時効の完成猶予と言い改められることになったものである。

### (1) 裁判上の請求等（変更）

#### 民法第147条

(1) 次に掲げる事由がある場合には、その事由が終了する（確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定することなくその事由が終了した場合にあっては、その終了の時から6箇月を経過する）までの間は、時効は、完成しない。

#### 1 裁判上の請求

#### 2 支払督促

#### 3 民事訴訟法(平成8年法律第109号)第275条第1項の和解又は民事調停法(昭和26年法律第222号)若しくは家事事件手続法(平成23年法律第52号)による調停

#### 4 破産手続参加、再生手続参加又は更生手続参加

(2) 前項の場合において、確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定したときは、時効は、同項各号に掲げる事由が終了した時から新たにその進行を始める。

(改正前民法147条)

時効は、次に掲げる事由によって中断する。

- 一 請求
- 二 差押え、仮差押え又は仮処分
- 三 承認

(改正前民法149条)

裁判上の請求は、訴えの却下又は取下げの場合には、時効の中断の効力を生じない。

(改正前民法150条)

支払督促は、債権者が民事訴訟法第392条に規定する期間内に仮執行の宣言の申立てをしないことによりその効力を失うときは、時効の中断の効力を生じない。

(改正前民法151条)

和解の申立て又は民事調停法(昭和26年法律第222号)若しくは家事審判法(昭和22年法律第152号)による調停の申立ては、相手方が出頭せず、又は和解若しくは調停が調わないときは、1箇月以内に訴えを提起しなければ、時効の中断の効力を生じない。

(改正前民法152条)

破産手続参加、再生手続参加又は更生手続参加は、債権者がその届出を取り下げ、又はその届出が却下されたときは、時効の中断の効力を生じない。

(改正前民法157条)

- 1 中断した時効は、その中断の事由が終了した時から、新たにその進行を始める。
- 2 裁判上の請求によって中断した時効は、裁判が確定した時から、新たにその進行を始める。

今回の改正により、裁判上の請求を具体的に明確化するとともに、裁判上の催告に

関する判例法理を明文化し、さらに時効の更新に至らない場合における時効の完成猶予期間を明記することになった。

これにより、裁判上の請求がなされた場合、どの時点で時効が更新するのか、更新に至らず手続きが終了した場合時効はどうなるのか、そして裁判上の催告としての6ヶ月の完成猶予期間がいつから起算されるのかが明瞭になった。

## (2)強制執行等(変更)

### 民法第148条

(1)次に掲げる事由がある場合には、その事由が終了する(申立ての取下げ又は法律の規定に従わないことによる取消しによってその事由が終了した場合にあっては、その終了の時から6箇月を経過する)までの間は、時効は、完成しない。

#### 1 強制執行

#### 2 担保権の実行

#### 3 民事執行法(昭和54年法律第4号)第195条に規定する担保権の実行としての競売の例による競売

#### 4 民事執行法第196条に規定する財産開示手続

(2)前項の場合には、時効は、同号各号に掲げる事由が終了した時から、新たにその進行を始める。ただし、申立ての取下げ又は法律の規定に従わないことによる取消しによってその事由が終了した場合は、この限りでない。

(改正前民法154条)

差押え、仮差押え及び仮処分は、権利者の請求により又は法律の規定に従わないことにより取り消されたときは、時効の中断の効力を生じない。

裁判上の請求等に同じ

## (3)仮差押え等(変更)

### 民法第149条

次に掲げる事由がある場合には、当該事由が終了した時から6箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

#### 1 仮差押え

#### 2 仮処分

(改正前民法154条)

差押え、仮差押え及び仮処分は、権利者の請求により又は法律の規定に従わないことにより取り消されたときは、時効の中断の効力を生じない。

今回の改正により、仮差押及び仮処分は時効の更新事由から除外され、時効の完成猶予の事由となった。

## (4)強制執行等及び仮差押え等による時効の完成猶予及び更新の効力(変更)

### 民法第154条

民法第148条第1項各号又は民法第149条各号に掲げる事由に係る手続は、時効の利益を受ける者に対してしないときは、その者に通知をした後でなければ、民法第148条第1項各号又は民法第149条の規定による時効の完成猶予又は更新の効力を生じない。

(改正前民法155条)

差押え、仮差押え及び仮処分は、時効の利益を受ける者に対してしないときは、その者に通知をした後でなければ、時効の中断の効力を生じない。

改正前民法155条を維持するものであるが、仮差押及び仮処分が時効の更新事由から除外されたことを受けて、これを整理して規定し直すこととしたものである。



## (5)承認(変更)

### 民法第152条

- (1)時効は、権利の承認があったときは、その時から新たにその進行を始める。
- (2)前項の承認をするには、相手方の権利についての処分につき行為能力又は権限があることを要しない。

(改正前民法147条本文及び同条第三号)

時効は、次に掲げる事由によって中断する。

(一号、二号は割愛)

三 承認

(改正前民法156条)

時効の中断の効力を生ずべき承認をするには、相手方の権利についての処分につき行為能力又は権限があることを要しない。

承認によって時効が更新される時点を明確にするものである。

その他は、改正前民法156条を維持するものである。

## (6)催告(変更)

### 民法第150条

- (1)催告があったときは、その時から6箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。
- (2)催告によって時効の完成が猶予されている間に行われた再度の催告は、前項の規定による時効の完成猶予の効力を有しない。

(改正前民法153条)

催告は、6箇月以内に、裁判上の請求、支払督促の申立て、和解の申立て、民事調停法若しくは家事審判法による調停の申立て、破産手続参加、再生手続参加、更生手続参加、差押え、仮差押え又は仮処分をしなければ、時効の中断の効力を生じない。

今回の改正により、催告は時効の更新事由から除外され、時効の完成猶予の事由となることが明確になった。

また、催告によって時効の完成が猶予されている期間中の再度の催告の効力については、判例どおり、これを否定することが明記された。

## (7)天災等による時効の完成猶予(変更)

### 民法第161条

時効期間の満了の時に当たり、天災その他避けることのできない事変のため第147条第1項各号又は第148条第1項各号に掲げる事由に係る手続を行うことができないときは、その障害が消滅した時から3箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

(改正前民法161条)

時効の期間の満了の時に当たり、天災その他避けることのできない事変のため時効を中断することができないときは、その障害が消滅した時から2週間を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

### 解説

今回の改正により、時効の完成猶予期間を3か月とされた。

## (8)協議による時効の完成猶予(新設)

### 民法第151条

- (1)権利についての協議を行う旨の合意が書面でなされたときは、次に掲げる時のいずれか早い時までの間は、時効は、完成しない。

- 1 上記合意があった時から1年を経過した時
- 2 上記合意において当事者が協議を行う期間(1年に満たないものに限る。)を定めるときは、その期間を経過した時
- 3 当事者の一方が相手方に対して協議の続行を拒絶する旨の書面による通知をした時から6箇月を経過した時

(2)前項の規定により時効の完成が猶予されている間にさらた再度の同項の合意は、同項の規定による時効の完成猶予の効力を有する。ただし、その効力は、時効の完成が猶予されなかったとすれば時効が完成すべき時から通じて5年を超えることができない

(3)催告によって時効の完成が猶予されている間になされた第1項の合意は、同項の規定による時効の完成猶予の効力を有しない。同項の規定により時効の完成が猶予されている間に行われた催告についても、同様とする。

(4)第1項の合意がその内容を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)によってされたときは、その合意は、書面によってされたものとみなして、前3項の規定を適用する。

(5)前項の規定は、第1項3号の通知について準用する。

まず、当事者間で権利に関する協議を行う旨の合意が成立した場合には、時効の完成猶予の事由とすることが明記されたが、この合意は書面(ないし電磁的記録)によってなされる必要がある(要式行為)。

そして、当事者の一方が相手方に対して協議の続行を拒絶する旨通知する場合も、書面(ないし電磁的記録)によってなされる必要がある。

ただ、当事者間で権利に関する協議を行う旨の合意が成立したものの、協議が始まらないという場合に備えて、協議が行われたかどうかに関わらず合意があった時から1年限りとするとし、また長期にわたって時効が完成しない不都合を避けるため、もしこの合意において協議を行う期間を1年未満とした場合にはその期間までとし、さらに協議が決裂した場合に権利者が時効の完成を阻止するための手段をとるべき時間的余裕を確保するため、当事者の一方が相手方に対して協議の続行を拒絶する旨の書面による通知をした時から6箇月を経過した時にはその経過した時まで、それぞれ限ることとした。

しかし、このように協議を行う旨の合意が成立してから1年(あるいはそれより短い期間を当事者が協議を行う期間として合意した場合にはその期間)が経過すると、時効の完成猶予の利益がなくなることからすると、当事者が改めて協議を行う旨合意した場合にはそのときから再び時効の完成を猶予することが相当である。また、一旦当事者の一方が相手方に対して協議の続行を拒絶する旨通知した場合であっても、その後改めて協議を再開することもありうる。

そこで、当事者が時効の完成を猶予されている期間内に、改めて権利に関する協議を行う旨の書面による合意がなされた場合には、再び時効の完成猶予の利益が得られるようにした。ただ、その繰り返しによって時効が完成しない事態が生じることを回避するため、時効の完成が猶予されなかったとすれば時効期間が満了すべき時から通じて5年を超えることができないこととした。

さらに、催告と協議を行う旨の合意が競合した場合について、一方によって時効の完成が猶予されている間は、もう一方によっては時効の完成が猶予されないこととした。協議を行う旨の合意には債権者による催告の意思が包含されていると考えられることに加え、再度の催告に時効の完成を猶予する効力を認めないことと平仄を合わせるため、効果の重複を認めないこととしたものである。

## 7 時効の効果（変更）

### 民法第145条

時効は、当事者（消滅時効にあつては、保証人、物上保証人、第三取得者その他権利の消滅について正当な利益を有する者を含む。）が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない。

（改正前民法145条）

時効は、当事者が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない。

今回の改正では、当事者として括弧書きとして、保証人、物上保証人、第三取得者、その他権利の消滅について正当な利益を有する者と定めた。これは、判例の基準の「直接利益を得る」では範囲が限定されてしまうおそれがあるのでこれを避け、他方で一定の第三者に援用権が認められることを条文上明らかにするに止め、その具体的な範囲については解釈に委ねるという趣旨である。もとより、これまで判例の蓄積によって明らかにされている援用権者を変更する趣旨ではない。